

議案第十六号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
杉並区介護保険条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十八号）の一部を  
次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する  
政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百六十五号）による改正後の介護保険  
法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成  
十八年政令第二十八号。以下「新平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条  
第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成二十年度の保険料  
率は、第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に  
応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びす  
べての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない

ものとした場合、同項第一号に該当するもの 四万三百二十円

二 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 四万千七百六十円

三 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 四万五千八百四十円

四 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成十八年介護保険等改正令附則第四条第五号に該当する者（以下「第五号該当者」という。）に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第一号に該当するもの 四万八千三百六十円

五 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 五万四百円

六 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 五万四千三百六十円

七 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による町村民税が課されていないものとした場合、同項第四号に該当するもの 五万八千四百四十円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（提案理由）

平成二十年度の保険料率に係る経過措置を定める必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>1 4 略</p> <p>5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百六十五号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二十八号。以下「新平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条第一項第五号又は第六号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成二十年の保険料率は、第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定め</p>	<p>1 4 略</p> <p>附 則</p>

る額とする。

一 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第一号に該当するもの 四万三百二十円

二 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 四万千七百六十円

三 第十三条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するもの 四万五千八百四十円

- 四| 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成十八年介護保険等改正令附則第四条第五号に該当する者（以下「第五号該当者」という。）に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第一号に該当するもの 四万八千三百六十円
- 五| 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 五万四百円
- 六| 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第二号に該当するもの 五万四百円

る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第三号に該当するものの  
五万四千三百六十円

七) 第十三条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第五号該当者に限る。）が平成二十年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同項第四号に該当するもの  
五万八千四百四十円